

【問題 1】 次の文が一般的に正しければ○，誤りなら×で答えよ。(2×30)

- 1 【    】 予め原稿を作成していない講演は、著作物となる。
- 2 【    】 防犯カメラで撮影された写真は、著作物となる。
- 3 【    】 法人も、著作者人格権を取得する場合がある。
- 4 【    】 文化財として保護されている建築の著作物を改築することは、それが実用のために必要な改築であっても、同一性保持権の侵害となる。
- 5 【    】 投稿された俳句を俳句雑誌に掲載するにあたり、選者が必要と判断したときに添削をすることは、著作者人格権を侵害しない。
- 6 【    】 彫像の頭部を表情の異なるものと取り替えることは、著作者人格権の侵害となる。
- 7 【    】 著作物である木像の原作品を完全に焼却する行為は、同一性保持権の侵害を構成しない。
- 8 【    】 著作者の同意を得て著作物が公表された場合には、公表権は消滅する。
- 9 【    】 著作者の社会的な評価を低下させるような著作物の利用であっても、その利用が著作物の改変を伴わない場合には、著作者人格権の侵害とみなされることはない。
- 10 【    】 他人の小説を無断で改変した場合であっても、客観的に社会的評価が高まるような改変であれば、同一性保持権の侵害を構成しない。
- 11 【    】 政府の審議会の報告書も著作物となる。
- 12 【    】 資金を提供してプログラムの創作を依頼しただけでは、そのプログラムの著作者とはならない。
- 13 【    】 妻が夫を撮影したスナップ写真も著作物となる。
- 14 【    】 甲社の従業員乙が、上司の指示を受けて甲社の営業秘密に関する文書Aを作成した。Aに甲社の名称も乙の氏名も付されていない場合、Aの著作権及び著作者人格権は、乙が有する。
- 15 【    】 甲社の従業員である乙の発明について、甲社の発表するプレス・リリースに含めるため、甲社における乙の上司の指示に基づき、乙が説明図を作成した。当該説明図に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。

- 16【 】 甲社の従業員である乙の発明が、効率的な迷惑メールフィルタ装置に関するものであるところ、乙が当該発明の原理について、学会誌に寄稿し、乙の名前で掲載された論文に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。
- 17【 】 甲が作曲した楽曲を乙が編曲することは、甲の著作者人格権の侵害となることがある。
- 18【 】 甲が行った講演について、その録音Aに基づき、逐語的にそのまま文書化した乙は、その文書について著作権及び著作者人格権を有する。
- 19【 】 交際相手にあてた私信という程度の手紙も著作物となる。
- 20【 】 建売住宅は、建築の著作物とはならない。
- 21【 】 旧仮名遣いで書かれた小説を、小学校の教科書に掲載するに際して、現代仮名遣いにすることは、当該小説の著作者の著作者人格権を侵害する。
- 22【 】 脚本家が小説に基づいて創作した脚本について、小説の著作者は共同著作者とはならない。
- 23【 】 株式会社の社長が社長室長に命じて、株主総会における社長の挨拶原稿を執筆させた場合、社長室長は同一性保持権を有しない。
- 24【 】 絵の鑑定書の中に、鑑定対象を特定するためにその絵の写真を載せても、複製権の侵害とはならない。
- 25【 】 家具に用いられる天然木目の化粧紙も著作物となる。
- 26【 】 映画のための脚本を執筆した脚本家は、当該映画の著作物の著作者である。
- 27【 】 コンピュータ・プログラムの著作物にバグ（欠陥）があった場合、それを修正しても、同一性保持権を侵害しない。
- 28【 】 ゲームソフトのメーカー甲社が、独立のデザイナーである乙に委託して、ゲームソフトの登場人物の原画を描いてもらった場合、当該委託契約において、著作権のみならず著作者人格権も譲渡の目的として特掲すれば、甲社は、当該原画に関する著作者人格権を譲り受けることができる。
- 29【 】 カフェで、BGMとして楽曲を流す場合に、氏名を表示しないとしても、著作者人格権の侵害とはならない。
- 30【 】 アイドル歌手が作った詩に、高名な作曲家が曲を付けて一曲の歌謡曲を完成させた場合、当該歌謡曲は共同著作物である。

【問題2】 次の文の空欄に適切な用語で埋めよ。(4×5)

- 1 著作物とは、【 ① 】又は【 ② 】を【 ③ 】に【 ④ 】したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 2 共同著作物とは、二以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の【 ⑤ 】を分離して【 ⑥ 】に利用することができないものをいう。
- 3 ゲームソフトは【 ⑦ 】の著作物に該当し【 ⑧ 】も認められるが、一旦適法に譲渡された後は【 ⑧ 】は消尽し、中古品の【 ⑨ 】にまで【 ⑧ 】は及ばない(最高裁 H14.4.25)。
- 4 既存の著作物に【 ⑩ 】して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の【 ⑪ 】がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない。
- 5 言語の著作物の「翻案」とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の【 ⑫ 】を直接【 ⑬ 】することのできる別の著作物を創作する行為をいう(最高裁 130628 江差追分事件)。

【参考語群】 本質的な特徴 複製権 表現 頒布権 創作的 創作性  
 全体的 審美性 写真 思想 参考 再譲渡 再許諾 個別的  
 形式特徴 寄与 感得 感情 映画 依拠

【問題3】 次の問に答えよ。(20)

会社甲が属する工業会丙の講習会に、甲の従業員乙が講師として派遣され、講習会に使用する講習資料を作成し、丙名義で公表されたこの講習会資料は、職務著作といえるか否か、職務著作であるための要件を挙げて職務著作該当性を検討し、著作者を決定せよ。

※参考：

(職務上作成する著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。